

「令和8年度特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導委託」ならびに  
「令和8年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」事業に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、「令和8年度特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導委託」ならびに「令和8年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」事業に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

「令和8年度特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導委託」ならびに「令和8年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」

### (2) 業務内容

「令和8年度特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導委託仕様書」ならびに「令和8年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年2月末

## 3 予算額（見積限度額）

本業務に係る委託料の上限は、以下のとおりとする。

「令和8年度特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導委託」 2,522,300円

（消費税及び地方消費税を含む）

「令和8年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」 1,876,050円

（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

## 4 実施形式

### (1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

### (2) 選定方法

事業者より提出された企画提案書及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

## 5 日程

項目	日時	備考
公募による募集	令和7年12月24日（水）	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期限	令和8年1月13日（火） 17時	【電子メール】

項目	日時	備考
質問書回答	令和8年1月20日（火）	市ホームページに掲載
参加意思表明書の提出期限	令和8年1月26日（月） 17時	【持参又は郵送】
参加資格審査の結果通知	令和8年1月28日（水）	郵送及び電子メールにて通知
企画提出書等の提出期限	令和8年2月4日（水） 17時	【持参又は郵送】
プレゼンテーションの実施	令和8年2月12日（木）	
審査結果の通知	令和8年2月下旬	郵送にて通知 また市ホームページに掲載
契約締結	令和8年3月中旬～下旬	

※ 上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

## 6 プロポーザル参加者に要求される資格

プロポーザル方式への参加者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれの場合のいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
  - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (5) 栗東市から指名停止措置などを受けていないこと。
- (6) 経営不振の状態などなく、契約を締結する能力を有すると認められること。
- (7) 平成25年厚生労働省告示第92号第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」及び厚生労働省告

示第93号第2「特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準」を満たしていること。

- (8) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録し、特定保健指導機関として決定を受けていること。
- (9) 令和元年度以降、他自治体の国民健康保険、又は各種社会保険（各種健康保険組合、共済等）において特定保健指導業務の受託実績があること。
- (10) 「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を取得していること。

## 7 質疑・回答

- (1) 提出方法 質問書（様式4）により、電子メールにて提出すること。  
電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。  
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和8年1月13日（火）17時まで（必着）
- (3) 提出先 栗東市役所 健康福祉部健康増進課健康づくり推進係  
(栗東市総合福祉保健センター内)  
電話番号 077-554-6100  
FAX 077-554-6101  
メールアドレス hoken@city.ritto.lg.jp
- (4) 回答方法 令和8年1月20日（火）に市ホームページに掲載する。

## 8 参加申込・資格審査

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和46年規則第18号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 参加意思表明書（様式1） 正本1部  
② 実績調書（様式7、8・A4版） 各1部

栗東市における競争入札参加資格を有する者でない場合には以下の書類も併せて提出すること。

- ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納がない旨の納税証明書  
イ 個人にあっては、身元証明書及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納がない旨の納税証明書

- (2) 提出期限 令和8年1月26日（月）午後17時まで（必着）
- (3) 提出先 栗東市役所 健康福祉部健康増進課健康づくり推進係  
(栗東市総合福祉保健センター内)  
電話番号 077-554-6100  
FAX 077-554-6101  
メールアドレス hoken@city.ritto.lg.jp
- (4) 提出方法 持参または郵送（当日必着のこと）

なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。なお、期限までに意思表明書の提出がない場合は、提出の意思がないものとみなす。

#### (5) 資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査する。審査結果については、令和8年1月28日（水）までに郵送及び電子メールにて通知する。

### 9 企画提案書作成方法及び提出方法

#### (1) 提出書類

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ① 会社概要（様式5・A4版）              | 1部  |
| ② 業務実施体制および配置予定者の実績（様式6・A4版） | 7部  |
| ③ 見積書（様式9、10・A4版）            | 各7部 |
| ④ 企画提案書（任意様式・A4版）            | 7部  |

#### (2) 企画提案書作成要領

企画提案書は、見やすさ等に配慮した結果A4での作成が困難な場合に限りA3片面印刷で折り込みを可とする。

専門的な知識を持たない者でも理解できるように、イメージ図等を用いるなど極力分かりやすい表現で、専門用語には注釈を付けること。仕様書を踏まえ、下記の提案項目を必ず記載して作成すること。

##### I 基本方針

- ・特定保健指導を実施するまでの基本方針、重視する点
- ・栗東市の国保加入者の現状やデータヘルス計画等関連計画を踏まえた上で、特定保健指導実施上の重視する点

##### II 研修・人材育成

- ・従事者の「健診・保健指導の研修ガイドライン」の研修プログラム受講状況

##### III 安全管理

- ・特定保健指導実施における感染症等防止対策

##### IV 特定保健指導についての業務内容

※ 実際に対象者に送付するパンフレット、教材等の想定品を添付すること

- ・業務スケジュール（作業手順、実施フローチャート等）
- ・具体的な保健指導プログラムの内容（下記①、②を含む）

① 利用案内や再勧奨の際のパンフレット等作成時に工夫している点

② 栗東市の意見を反映したパンフレット等の作成の可否

- ・オンラインでの指導方法

##### V 事業実施に際しての工夫点

- ・重症域者への対応方法、体制など工夫している点
- ・特定保健指導の脱落防止策
- ・利用勧奨から利用につなげるために工夫している点
- ・特定保健指導終了後も利用者が生活習慣の改善を継続できるよう工夫している点
- ・特定保健指導の対象となるのが2回目以降の人への対応で工夫している点

① 募集、利用勧奨時

② 特定保健指導プログラム実施時

VI 健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務についての業務内容

※ 実際に対象者に送付するパンフレット、教材等の想定品があれば添付すること

・業務スケジュール(作業手順、実施フローチャート等)

・具体的な内容（下記①、②を含む）

① 案内や再勧奨の際のパンフレット等作成時に工夫している点

② 栗東市の意見を反映したパンフレット等の作成の可否

・事業への提案内容等

VII 業務対応時間帯

・休日、夜間を含める業務できる対応時間について

VIII 事業評価

・すべての利用者の特定保健指導および受診勧奨業務が終了後に行う事業全体に対する評価方法について（評価指標・視点・分析方法）

※ 実際に提出する評価票・報告書の想定資料を添付すること

(3) 提出期限 令和8年2月4日（水）午後17時まで（必着）

(4) 提出先 栗東市役所 健康福祉部健康増進課健康づくり推進係  
(栗東市総合福祉保健センター内)

電話番号 077-554-6100

FAX 077-554-6101

メールアドレス hoken@city.ritto.lg.jp

(5) 提出方法 持参または郵送（当日必着のこと）

なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。なお、期限までに意思確認書の提出がない場合は、提出の意思がないものとみなす。

## 10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類およびプレゼンテーションの内容について、「令和8年度特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導委託」ならびに「令和8年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行う。

企画提案に対する審査及び評価に当たっての審査の項目及び方法、審査基準等必要な事項については、別途、審査要領に定める。

## 11 審査結果

審査結果については、令和8年2月下旬に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

## 12 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。

### 1.3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

### 1.4 契約について

- (1) 委託契約は、最高位評価を受けた事業者を契約予定者とし、契約条件について協議を実施し、再度、見積書を徴収し、予算範囲内で契約を締結する。
- (2) 最高位評価を受けた事業者が、辞退その他の理由で業務委託できない場合は、次点者と契約できるものとする。

### 1.5 その他

#### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

#### (3) 参加辞退の場合

参加承諾書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

#### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はプレゼンテーション審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が「3 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過した場合

- (5) 本プロポーザルのために栗東市が提供した資料は、プロポーザルへの参加目的以外での使用を禁止す

る。

- (6) 本プロポーザルに必要な機器等については、提案者で用意すること。
- (7) 企画書を提出した全ての者に対し審査結果を通知する。
- (8) 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

※提出先・問合せ先

〒520-3015 栗東市安養寺190番地

栗東市役所 健康福祉部健康増進課健康づくり推進係（栗東市総合福祉保健センター内） 荒井

電話番号 077-554-6100

FAX 077-554-6101

メールアドレス hoken@city.ritto.lg.jp